

加点点目審査調書

審査項目	配点	評価レベル記載欄 (A~E)	
条例第四条関係 (一号から四号)	1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	(5)	
	① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること。	5	
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(35)	
	① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	5	
	② 施設利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	15	
	③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	5	
	④ 維持管理コスト縮減の方策が適切であること。	5	
	⑤ 地元企業や研究団体等との連携を図り、情報発信・提供を行うこと。	5	
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	(15)	
	① スタッフ配置体制及びスタッフ教育が充実していること。	5	
② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。	10		
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	(25)		
	① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。	20	※ 20
	② 収支計画書の内容が適切であること。	5	
(五号)	5 試験機器の利用者に対して、的確な指導が行えること。	(20)	
	① 施設における全ての試験機器について、利用者への的確な指導が行えること。	20	
合 計	100		

※4の①（道が支払う管理費用の総額が安価であること。）については、公募要項別添4の指定管理者決定基準の表4にある算出方法により、申請者が1者の場合は満点(20点)とする。